

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和4年8月8日(月) 13時30分~16時05分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会 2階会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美、世古佳清、河原洋紀、瀬田正子、海住さつき、 八田久子、中谷剛士、廣路雅之、三村作典、小林俊子、 福本詩子、前川佳大、井村彰、岡田恭子、荒木章次 (事務局) 榊原典子、西嶋秀喜、林 純子、山村千穂、島 優子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 林 TFL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・松阪市障害者地域自立支援協議会について
- ・ワーキングチームについて

第1回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会

R4.8.8（月）13：30～16：05（2時間35分）

事務局司会 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

～中略～（委嘱状交付、自己紹介、会長副会長選出）

それでは議事の進行につきましては会長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 お手元の事項書に従いまして進めていきたいと思っております。まず1番。(1)ですが、松阪市障害者地域自立支援協議会について、大きな組織ですので、ある程度私たちはフレームワークを頭の中に入れておく必要があるかと思っております。と言いましても、皆様方の頭の中に当然入っておられるとは思いますが、私の頭の中を整理するために事務局の方からご説明いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 A 失礼いたします。まず自立支援協議会の法的な位置づけにつきまして非常に重要なことですので朗読をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

障害者総合支援法に規定されている内容でございます。第89条の3、地方公共団体は単独でまたは共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(関係機関等)により構成される協議会を置くように努めなければならない。2、前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの、となっております。これが基本的な法のベースになるところでございます。

次、1-2。自立支援協議会の役割でございます。これは右下にございますが、協議会の設置運営についてということで、厚生労働省より通知がされており、自立支援協議会は相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場という位置づけになっております。協議の場として充実した協議会になる様よろしくお願いいたします。

次、1-3でございます。これにつきましては、自立支援協議会の機能でございます。これも協議会の設置運営についての厚生労働省の通知によるものでございます。

まず1番。障害者等への支援体制に関する課題の共有。

- 2,相談支援体制の整備状況や課題。ニーズ等の把握。
- 3,関係機関の連携強化。社会資源の開発、改善等に向けた協議。
- 4,相談支援従事者の質の向上を量るための取組。
- 5,個別事例への支援のあり方に関する協議調整。
- 6,障がい者相談支援事業、受託事業者の評価。
- 7,基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実施の検証。すみません。この7番の基幹相談支援センターというのは松阪市にはまだ設置されておられませんのでよろしくをお願いします。
- 8,障がい者虐待の未然の防止。早期発見、早期対応に向けた体制構築に関する協議。
- 9,障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言。
- 10,専門部会等の設置運営となっております。この10の項目について、自立支援協議会の機能として厚生労働省からの通知にうたわれているものでございます。この部分をこの協議会で担っていくということになります。

続きまして次のページへ行っていただけたらというふうに思います。この先ほど申し上げました10の項目を協議会の本会と、ワーキングチームという2つの部分に先ほどの10項目を割り振り、分けて担ってもらう形に整理をさせていただいておるものがこの協議会の機能強化でございます。先ほど申し上げました6から10の部分についてを本会。1から5の部分を実働チームによって取り組むものでございます。

次に委員でございますが、委員につきましては自立支援協議会についての市の運営規則によるものでございます。今期委員の任期は令和4年8月1日から令和6年3月31日まででございます。

次に資料1-2がございますのでそれをご覧ください。このイメージ図でございますが、まず中心的な部分が本会になります。この会が中心になります。もう一つの中心部分がワーキングチームになります。このワーキングチームと相互に作用しながらこの会を構成しておるという考え方でございまして。リエゾンさん、それからじょいんの会さん。それからグロウスの会さん。先ほどそれぞれにご案内をいただきました。あとで申し上げますが、生活介護の事業所連絡協議会。それから地域生活支援拠点準備会というような形でワーキングチームが形成され、そこで協議会全体として機能していくという形にできたらというふうに考えております。

それと関係する周辺の組織がございます。この周辺組織として障がい者団体さん、左上になりますが松阪市意思疎通支援事業運営協議委員会というのがございます。それから松阪市手話施策の推進会議、それと松阪市障がい者差別対象支援地域協議会。それから現在は運営はしていませんけども松阪市障がい者福祉計画の策定委員会というのがございます。これはまた策定の段階になったら発足させるという形になる委員会でございます。

それとあと、三重県の南部医療的ケア地域支援連絡会議みえる輪ネットというんですが、医療的ケア児の支援について協議をする連携会議がございます。それと個別移行支援連絡

会議です。これは利用者が65歳以上になる前に障害福祉サービスと介護サービスが連携して話し合いを進めていこうという組織です。

それと、最近よくお耳にするかもわかりませんが、重層的支援事業というのがございまして、その関係で相談支援包括化会。また重層的支援の会というのがございます。それと共に、この松阪市障害者地域自立支援協議会でございますが、これは市単体のものがございますが、松阪多気地域で自立支援協議会というのがございまして、その組織との連携や役割分担も図っていくという形になっております。そこの組織におきましてはワーキングチームとして地域移行のワーキングチームがあったり、計画相談会議であったり、就労部会。また地域生活支援拠点部会。障がい児支援等課題整備に取り組んでいる状況がございます。それと、三重県の相談支援専門員協会様が、この多気地区でも相談支援として、ちょっと記述漏れがあって申し訳ございません。担当をさせていただいておりますので申し添えたいというふうに思っております。

こういった組織体で現在こういうふうに動かさせていただいておりますのでよろしく願いしたいと思います。以上です。

会長 なかなか複雑な部分がありますけれどもいろいろ活動しておりますので、一遍に頭の中に入らないかと思えます。何かメモをしておきたいということや質問あれば。

委員 A はい。ちょっとさっき説明あったんですけど、この本部の自立支援協議会と多気と合同で設置している部会というのはどちらが優位なんですか。多気とやっとなる自立支援協議会と。

事務局 A 松阪多気地域自立支援連絡協議会というのがございます。そこは1市3町で運営自体を順番に回しております。どどこが今年は担当です。次はどどこが担当ですというような形で運営を回しております。県の保健所さんも加わってもらいながら運営をしとる任意団体でございまして。そういった形で運営されておるんですがよろしかったでしょうか。

委員 A いや、そやでどっちが優位性あんの。

事務局 A 体制というのも、どちらも並列的な考え方でいいかと思えます。

委員 A そんなん2つあったら意見は反映するんか。

事務局 A そうですね。松阪市だけで実施していくような事業についてはここだけで協議したらいいと思いますが、1市3町で一緒にやっていくようなことがあった時には、こちら

で協議をさせていただくような形になろうと思います。

会長 市だけでやられるような。それと3町はどうしてもまとまって考えなくてはならない部分がある。要するに重なっている部分がある。そのところで、市だけでできる部分については市でやっていくと。ここでやってもらった方がやっていけますよと。それからどうしても周辺とここでやるのがそれぞれにあると思います。それと相関関係がどうしても出てくるようなところについては3町一緒に話をしていこうという二段構えと考えていいのかなと思う。だからどっちが優位とかそうじゃなくて、お互いに連絡を取りながら、協議をしながら話を進めていこうということでもいいんじゃないかなと思いますし、我々がやることはまず松阪市を中心として考えることですが、当然いろんな関わりなので、3町とかね。周辺の市町さんと関係あるかもわかりませんが、あくまでも公式の場所としての松阪市をメインにして考えていくというふうでいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょう。

委員 A さっきの3町のやつはワーキングチームがそこに関わっているという説明がありましたやんか。ワーキングチームってこの下部組織みたいなものじゃないんですか。せやでそんなもんがこっち行ったり、あっち行ったりすることについて私もちょっと納得はできやん話やと。

事務局 A はい。すみません。こちらのワーキングチームが広域の方へそのまま回っていくことは基本的にはございません。別ですので、よろしいですか。

委員 A さっきそうやって説明があったので。

事務局 A はい。すみません。

会長 他に何かありますか。なければこの協議会の方、また疑問等々、あるいは説明不足であれば、ご連絡していただければいいなと思います。またご意見していただければと思います。この部分についてはご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは気になっているところ、ワーキングについて、まずは現在のワーキングとしてそれぞれリエゾンさん、じょいんさん、グロウスさん。この3つですね。

活動のご報告をいただいてまして、そのあとで新たなワーキングチームの話を進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。簡潔明瞭によりしくお願いいたします。

委員 B それでは、相談支援専門委員協会リエゾンとしての報告の方させていただきます。まずワーキングチームについてですね、これまでの活動の方報告させていただきます。相談ワ

ーキングチームとしてですね、平成 24 年度 9 月から毎月 1 回障がい福祉課と松阪市内の相談支援専門員が寄り集まって、相談支援体制について議論を深めてまいりました。途中から諸事情があって自立支援協議会も中断等がありまして、相談支援専門員のみ自立支援協議会から離れて有志団体という形でこれまでワーキングチームの方させていただきました。コロナ禍になってからはですね、オンラインでの開催等をさせていただきまして、毎月事例検討、スーパーバイズという形で利用者への対応等を協議して顔が見える関係作りというものをさせていただきました。その中にちょっとだけ課題がありまして、有志団体として顔が見える関係づくりをしているんですが、残念なところとして現在は相談ワーキングチームに属さないという状況になってまして、本当に有志だけで集まって話をしているという状況で、なかなか地域課題の相談支援専門員の責務である地域課題の中核ということで議論を深めていくということがちょっとできにくい状況になっていっております。できればですね、この本会議協議においてですね、相談ワーキングチームより、皆様と障がい福祉課さんの方にご承諾いただきたいというところもありまして、また活動の内容が先ほど話したところになるんですが、ちょっとこの協議していただきたいことについてまた後ほどお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

会長 はい。ありがとうございます。続いてじょいんさんの方。

委員 C はい。私どもの活動は今年は 2 月 20 日、5 月 16 日、8 月 22 日と集まっております。で、すみません。ワーキングチームのことを始めて聞いたんですけど、私どもの場合はワーキングチームになったという認識が今日の今日までなくて、課題をいただいたことをごさいますので、今後いただけるのかなど。そういう感じで。松阪市の方もお見えになったことをごさいますので、一言いいですかね。

会長 はい。言ってください。いろいろと。

委員 C 言っているんですかね。特に事業者が集まって自分らのことやっただけなんで。今のところそこから問題点が発生して、それを市に持っていくというのが今度の 22 日になるんですけど、市や行政の方から何かこんな協議してくださいと言われたことをごさいますので、今後言っていればそういうふうに進めたいと。

会長 今後いろいろと注文が行くかもわからない。

委員 C そうですね。どうぞよろしくお願いします。

会長 はい。ありがとうございます。それではグロウスさんお願いします。

委員 D 自己紹介の時に少し話の方させていただいたんですけども、まだ5月に発足したばかりで、役員の方3名決めて、あとは名刺交換をしてという状態で今のところやっております。今後9月の方でそういった困りごととか、いろんなことを皆さんで持ち寄って話を進めていくという形で、だんだんと年に4回やるなかでも肉付けがされていくのかなと思っております。その中に行政の方も入っていただければ直接意見を聞いてもらって、お互いに話し合いができれば一番いいのかなと思っております。それを楽しみにさせていただきたいなと思います。

委員 B 言い忘れたことがあって、よろしいでしょうか。すみません。ありがとうございます。それではリエゾンの方からもう少し話をさせていただきたいと思います。まずですね、ちょっと先ほどお話した本会議、協議会で皆様に了承していただきたいことがありまして。まず1点目なんですけど、我々の方で福祉団体として相談支援のワーキングを、自立支援協議会に今回位置づけいただきまして、リエゾンがワーキングチームに入れていただくことができましたことを感謝しております。

2点目としてですね、自立支援協議会のワーキングチームでお話をしていきたいこととしてはですね、現在障害福祉サービスご利用の方で、どうしても松阪市さんと国が決めている基準支給量というところがありまして、その基準支給量を超える方がどうしてもサービスの利用上必要になる方がいらっしゃいます。そういった基準支給量を超える申請の協議の場としてさせていただけないかと思っております。松阪支部としてはですね、支給を超えるケースが、特例を必要とする困難ケースの返答の場というのが今現在ほしいと考えております。そこには松阪市さんのお考えである福祉サービスの適正利用やサービスの公平性という点で重点をおいておられるというのも相談ワーキングチームのメンバーも重々承知をしているところではあるんですが、利用者さんご本人を支えていただくご家族の負担とかですね、ご本人の希望というところに柔軟に対応をして福祉サービスの利用計画を相談支援専門員の場としては作っていきたいという思いがワーキングチームの中でも上がってきております。先ほどもお話したように、ずっとワーキングチームとしてですね、これまでもずっと24年から事例検討等を皆さんでさせていただいてきて、やはり今後のところとして個々の事例にしっかりアセスメントして、本当に必要とされる支援というところを計画に載せて松阪市さんに認めていただけるようにしたいと思っております。そのワーキングチームの場に、以前のように松阪市さんの方にも参加していただいでですね、松阪市の障がい福祉のワーカーさんだったりとか、皆さんで情報を、利用者の状況っていうところをしっかりと共有した上で必要性という判断をくだしていただけるような場がほしいかなと思っております。そのために毎月1回、我々ワーキングチームを開いているんですが、その場でこういう困難事例とか、基準支給量を超えるケースについての話し合いをさせていただけないかと思っております。それによってですね、必要な支給量が必要な支援が、利用者さんに行われるような体制というものを取っていかれたらと考えております。こちら

にいらっしゃる皆様の方でご承諾いただけるようであれば、松阪市の相談支援専門協会が行っているワーキングチームの場で、困難事例であったりとか、基準支給量を超えるケースの検討を松阪市さんを入れた状態でさせていただけたらと思いますので、皆様のご判断、ご再考いただきたいと思います。

事務局 A ご提案の方ありがとうございます。支給量、非常に一番の市の専権事項でございまして、本来市がどういうふうにするかというのが非常に重要なところでございます。この部分は市が決定するというのが基本ですので、このワーキンググループにそのことを投げるといっていいわけには申し訳ないけどできません。こういうとこで、そういった事例があった時に、事例のご相談には乗せていただくことはできますが、そこで支給量を決定するような方向の適用するような場にはなかなか難しいというふうに考えておりますので、そのへんのご了承はいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。そういう場でももちろんこういった事例があるので、そういったことはご相談いただけますので。現在は支給量がどうしても不足しているという事例は実際にございます。こういった場合は個別に相談に応じているのが現状でございますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

会長 決めるということと、いろいろと願ひするという事は違うので、場所的にね。ワーキングで決めるというわけには。それはできないです。何でかっていうと、ワーキングはこの中の一つの組織。いろんな事例研究を毎月やってみえるんですから、そこで上がってきた問題が大きいものについては、必ずそれをきちんと情報共有するような場所に持ってきていただくシステムを取った方がいいんじゃないか。通常ワーキングだと、こういう大きな組織の中でこういう課題が出たからそれについて細かく調べてくださいっていうのがワーキング。これは一般的なワーキングの話なんです。私もきちっと整理できていないかもしれないけども。物事を決める場所とこういうことがあってということで、ここでまずステップを踏んでいかないと。いきなりじゃなくて、やっぱり順番にいろいろ組織体があるんだからそれにのっかっていくというの、少なくともやらないといけないのかなと思います。できるだけ私たちは、そういう情報共有は絶対必要だと。そのことはきちっと伝えていく。正確に。事実として。それを伝えていくことが必要だと思う。決めるか決めないのか、これはまた別のところで決められたらと。ここは決定機関じゃないから。協議会だからあくまで協議しますということです。これを決めるというわけにはいかないと。この役割は私たちのところがないので。それはやはりきちんと理解したい方がいいのかなと思います。そういうところを少し厳しいかもわかりませんがご理解していただければいいかなと思います。

委員 B 仰っていただいているのは理解できているつもりではあるんですが、ただ現場で利用者さんの意見等を聞かせていただいている立場として話させていただくと。やはり

現場で実際に利用者さんを見ている立場の私たちとしては、もう少し協議、松阪市さんの支給量についての協議が円滑に行われたり、ご家族の意向であったりとか、ご本人の意思というところをいかに相談支援として市に認めていただけるような話し合いをできるかというところで、協議の場がほしいというふうな意向が皆さんありましたもので。今はなかなか支給量を認めていただきにくい現状が続いておりまして、相談支援専門員としてもこれをどのようにすればそうしていただけるのかということを一生涯懸命考えさせてはいただいているんですが、その考えていく材料というところが限られてますし、こちらが提案した内容に必ずしも利用者さんが乗っていただけるという状況でもないもので、それを無理やり利用者さんに強いるということもまたそれは相談支援の中にある本人の意思決定というところに反するところがありまして、なかなかそれはこちらとしてもできかねる部分があります。そういったところもありまして、なかなかご本人の意向を…。

委員 A 話切るようやけどさ。この場は検証するところやで。説明あったやん。検証するという部分だけの話で、あれをこうせい、あれをせいというそんな話でないと思うんやけど。それをここで言われることについてはちょっと私は憤慨しとんのやけど。

委員 B わかりました。すみません。

委員 A ちゃんと目的読んでもらったやろ。9つのうちの1つ。7番やってへん言うったやん。最初のとこ。自立支援協議会の。

会長 基本的な流れとしてはね、無視するわけにはいかないんで、それはそれで情報をちゃんと吸収していくことで了解をしていただければいいのかなと。その部分が一番心配だったんだと思います。それはしょうがないことだと思います。ただ、一つ一つそれぞれの立場でそれぞれの要求。それは十分に理解をしなくてはならないと思うんですね。でも、それは全て叶うほど十分に制約がないわけじゃないので、非常に厳しい制約の中で我々は選択しなければならないというのがあるので、市の方としても全く皆さん方との関係を取らずにという、それはいかないでしょうから。そういう意味ではお互いそれぞれ不足する部分もあったんだろうと思います。新しくこの協議会がスタートしたんだから、ある程度お互いの立場を考えながらのやり取りが必要かなと思います。なんか説教みたいになっちゃったかもしれませんが、やはり我々皆違いますからね。同じように平均で話し合うとそういうことになっちゃうかもしれないかもしれませんが、そうならないように、そこで日頃現場で一生懸命やっていた人たちが。そういう人たちも問題を持っています。そういう非常にミクロな話を持ってくる時にマクロとしてどういうふうに行動するか。つまり私たちは皆一人一人ミクロの動機を持ってるんです。それをマクロとして、全体としてどうやって動かすかっていうところに持っていかなくてはいけない。その役割が私たちにあるということ無理

解していただければいいのかなど。ちょっと難しい話になったかもしれませんが十分理解していただいてワーキングの、それぞれのまとめる皆さん方大変だと思います。非常に組織も多いので、利用者も多いし。それぞれまとめて代表となっていていただきますので大変だろうと思いますけども、そのところ十分に踏まえてやっていただきたい。ご不満があることは十分に承知の上でお願いをしたいと思います。次に松阪市生活介護事業所連絡協議会の方からの説明がありますので、報告をお願いしたいと思います。

事務局 A すみません。事務局からになります。この会なんですけども、ワーキンググループの会なんですけども、今休止中とのことで、9月の30日に再開をされるということですので、このご報告だけさせていただきます。よろしく申し上げます。次の会議の時には経過報告をさせていただくというふうに思います。よろしく申し上げます。

会長 それでは、こういったワーキングについて、新たなワーキングチームについて地域生活支援拠点協議会の方をお願いします。

事務局 B はい。改めましてよろしくお願いいたします。雷が鳴っておりましてびっくりしました、私も。では、皆様方が地域生活支援拠点についてということで本日配布させていただきました資料 3-1、3-2 を用いご説明と 1 点ご承認いただきたいことがございますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。そのなかで私 3 点ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず 1 点目が「地域生活支援拠点とは」というところで、これまでの協議会で何度か議論をさせていただいてきたところなんですけども、改めてメンバーとなっていた方におかれましても地域生活支援拠点とはというところ、お話をさせていただきたいと思います。

2 点目ですが、「地域生活支援拠点の整理について」ということで、国と県の整備の状況についてご報告させていただきたいと思います。

そして最後、3 点目。「松阪市の目標について」ということでお話をさせていただきたいと思います。この 3 点目、松阪市の目標についてというところで、皆様方にご承認いただきたいというところがございますので、では 1 点目からお話をさせていただきたいと思います。

まず、地域生活支援拠点とはというところで資料 3-1 をご覧ください。地域生活支援拠点ですが、平成 27 年頃より各県、また圏域で市町単位で整備確保するようにと国の方が基本指針ができました。この基本指針の中には障がい者の重度化、また高齢化、親亡き後を見据えて 5 つの機能を持った拠点を整備していきなさいというような指針でした。では、その 5 つの機能についてということで皆様にご覧いただきたいのは資料 3-2 でございます。資料 3-2 の地域生活支援拠点の求められる 5 つの機能というのが書いてございます。

1 日目、相談コーディネーターというところがございます。この相談コーディネーターと

というのは、ハイリスク家庭の把握や対応困難事例の検証などを行っているというような機能です。

そして 2 つ目、緊急時の受け入れ対応ということで、ご家族またはご本人に緊急にショートステイなどが必要になった時に、その「つなぐ」という役目を拠点整備で持つということ。

そして 3 つ目、体験の機会というところで、例えば自分の意思ではなく施設入所されておられる方であったり、またご家族から支援があれば独立できるんですけども、その支援のなさからご家族からの自立をされていない方について、一人暮らしなどの体験をしていただきながら生活の幅を広げていこうというような。そういった機能が 3 つ目に求められる機能です。

4 つ目、専門的人材の確保というところは、例えば医療的ケアのコーディネーターの配置や専門セラピストの配置などで助言を、専門的な見地から助言をしていただくというような機能を持っております。

そして 5 つ目、地域の体制づくりというところですが、委員の方からもおっしゃっていただいたように、障がいがあってもなくても自分の住みたい地域で生活ができる。そして自分らしく生活をしていく。いわゆるインクルーシブな社会を目指すということで関係機関との連携や共同を図っていく。そういった 5 つの機能が求められるということで、地域全体で障がいのある方、もちろんない方も支えていきたいと思いますというものが拠点の事業になります。

そういったものも国の方は令和 5 年の末までに整備を整えなさいというところですが、で、2 つ目の話題なんですけど、地域生活支援拠点の整備について。国については令和 3 年末のデータでちょっと古いのですが 921 市町とありますが、52.9%がこの拠点をすでに持っているところです。

三重県については、これもデータが古く昨年度のものであるんですが、29 市町三重県あるなかで、5 市 4 町が拠点の整備を持っています。今年度 4 市 2 町が新たに加わったというところですが、まだ県から正式な数字が上がっていないので、5 市 4 町というちょっと令和 3 年 4 月 1 日時点のデータで公表させていただきたいと思います。

こうやってこの整備を進めていただく市町、三重県内でも多くでているのですが、松阪市においては近隣市町の動向、拠点整備のいいとこ取りをしたいねというところ。良い意味でのいいとこ取りをしたいねというところで、拠点の整備がやや緩やかになってございましたが、松阪市の目標についてという 3 番目のところに入っていきますが、この国の基本指針を元に松阪市でも第 6 期の障害福祉計画の方に地域生活支援拠点を持つというところで目標数値上げていただいております。

この 3 点目で皆様にご承認いただきたいのが、我々事務局の方でワーキングチームを新たに作っていききたいと思います。この協力していただくワーキングチームの構成メンバーについては市で募り、ご協力いただける法人さん、事業所さんにお声がけをさせていただきます

たいと思っております。皆様からご承認いただきたく存じます。その対象の法人、また事業所については、これまでに24時間体制を取って頂いている事業所さんであったり、緊急時に支援体制を整えていただいたところ。また、これから緊急時の受け入れ体勢、もしくは体験利用の場などを受けていきますというふうに手を上げていただいているところもございまして、そういった事業所さんにお声がけをしていきたいと思っております。以上でございます。

会長 はい。新しいワーキングチームの編成。今までの現場でのワーキングとはちょっと意味合いが違ってくるかなって思いますが。基本的には地域生活支援拠点という問題があって、その大きな問題がそのなかでのワーキングを作るということであって、その内容については説明にありましたように基本的には5つあります。それぞれこうした生活支援という形だと非常に広がりますので、先ほどおっしゃったように障がいを持っておられる方だけではなくてという形になってます。当然それがそれぞれ関係者の方がみえる方がいるという事で当然切り離すわけにはいかないの、一緒に全部考えていかないとということだと思います。障がいを持っている方もそうでない方も一緒に地域でやっていけるような環境づくりをするというのがこの役目になると思います。すごい数の事業所がある。そのへん皆さんたちがこういういろいろと問題を抱えられていて。現場の中で一緒にそれぞれの問題点を出していく。こういった地域での生活支援というのを全体として考えていきながらこれについてどういうふうに考えますかっていうことで現場で一緒に考えてくださいっていう形で問題の定義をしていくというふうなワーキングに仕上げただけだと考えます。

事務局 B ありがとうございます。今おっしゃっていただいたこととても大事で、皆様方が俯瞰して見ていただいたこの地域をこのワーキングで協議していく。これとても大事なことだと思いますので、松阪市でも面的整備ということで、多機能ではなくそれぞれの専門性を持った整備体制を整えていきたいと思っておりますので、この協議会でのご指導いただきたいなというふうに考えております。

ただ、協議会についてはトップダウンの協議会とボトムアップの協議会がございまして、松阪市がこれまで目指していたものはボトムアップ協議会というものがございまして、もちろん指示的なところで何かデータを収集するなどご指示いただければ協議いたしますし、おそらく相談支援のワーキングでもそのように支持があればデータを集めたりということはいしますが、ボトムアップということで相談支援専門員がほぼすべて頭の中に事業所の特性などが入られているのがリエゾンさんのメンバーの方々ですので、このリエゾンさんの方々が地域で拾ってきていただいた現状、課題なんかをこの地域生活支援拠点のワーキングにも活かしていただければなというふうに考えております。以上です。ありがとうございます。

会長 ということですが、何か。

委員 E はい。自立支援協議会って初めて出させていただいたんですね。1時間半黙って聞かせていただいていたんですけど、何をするとところかさっぱりわかりません。まずですね、スケジュール感を教えていただきたいんですけど、私たち三重県は令和6年ですか、その終わりまでに何を作ればいいのかっていうのがわからなくて。例えば福祉計画策定委員会だったらこういうの作るというのがあると思うんですけど、この協議会にそれがいいのかどうかっていうことがまず一つもわからないのと。ワーキングっていうのもさっきからめちゃくちゃ真剣に聞いたんですけど、さっぱりわからない。今までの経緯がわかっている方ならわかっている話なんだろうけど、今日ポッと来た者には全く位置づけがわからなくて、私たちが何々部会みたいなものに配属みたいになっていくのかなって最初思ってたんですけど、そうじゃないってということなんですよ。既にある専門家の方のワーキングがあって、その人たちがこの場に来られて何か報告されるんですかね。それを私たちはどういう気持ちで聞いたらいいのかわからなくて、ただ何の準備もなく来て、素人の考えていいんじゃないですかみたいに言えばいいのか、あるいは障がい者団体の代表としてきてますので、持ち帰って皆で話してきて、ここで私たちはメモを一言読みながらの感じなのかそういうのもわからない。まずスケジュール感と最終的に何を目指して私たちはここに来ているのか。私たち委員とワーキングの方とはちょっと違うみたいなので、そこをわかるようにちょっとしていただけるとスッキリとした気持ちで帰れますので、よろしくお願いします。

会長 はい、ではスッキリしたいと思います。

事務局 A ありがとうございます。失礼します。実はこれまでに、令和元年までに実施していただいております自立支援協議会のワーキングチームは、各団体の会長さんがワーキングチームの長として活動の中心的人物をお願いをして、会長さんの肩にかかっとなったみたいな形がございました。そこらへん含めて今回様々な部分で見直しをさせていただいて、これまで活動していただいております各部の分野ごとの事業所さん等のご協力をいただきながら形を変えた上で、提案はそのへんでご議論をいただくなかで上げていっていただく。何かありましたら課題等を、皆さん、障がい者団体に入っていたいたなかで、様々なご提案をいただき、そういった見地ですね、これはどうだという意見をいただきながら、しっかり協議の場として様々なことをこれまでこういうことをしてきたよということをお各団体さんの目からも見ていただいて、また各専門の分野の委員さんもみえますので、ご専門の分野の委員さんからもこういった方向の協議をしていただく場というふうに考えるところでございます。よろしいでしょうか。

委員 E よくない。何を作るんですか。

事務局 A 作るというよりもそういった様々な方が協議をして、障害のある方がより過ごしよい松阪市になるようなものを少しでも作っていけるような協議の場というのが一番でございます。ご意見をいただくなかで、皆さん方のなかで一人一人かみ砕いていただいたご意見をいただければというふうに思っております。基本的には協議の場という形になります。こういう課題があるんですよ。こういう方向に向かっていかなあかんと思うんですけどもということをお話をして、完璧なものを作るという形ではないと思うんです。いいところへ向けて松阪市の障がい福祉行政が行くようなご協議をいただければというふうな思いですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 E 全然わからん。

会長 協議会というのはそういうものなんですね。僕はもう一つ別のところで、地域スポーツ推進計画作成委員会というのがあるんですけど、そこでは地域スポーツレスポンスをやっていくためにどんな計画を作るか。で、作った。じゃあ5年後にはどうやって見直すかとなりますが、この協議会はこのようにいう会議ではないんですね。今いろんな協議会あるけれども、当然何か決めるということはまずないんですね。だから審議会ではない。障がい者総合支援法の第89条の3。これに書いてあるように体制の整備。協議を行う。何かを決めるとはどこにも書いてない。協議会ってそういうものなんですね。基本的にいろんな形の協議会があると思ひますが、何か決めたって多分ないんじゃないかなって。ただ話し合っていたあれなんやっつんやろなっていう話が多いんじゃないかなってというのが、これがスッキリしない原因だろうと思ひます。それはそれで消化不良でもしょうがないけれども、協議会というのはそういうものであるということ。で、担保していただかないと困るのかなと私と思ひますけどいかがですか。

委員 A そやけどさ。アウトプットはどっかなければあかん。協議したんやもん。

会長 インプットがないとアウトプット出ないですね。

委員 A そやけど、ワーキングチーム来ましたやん。それを協議したらどこへ出すんですか。

会長 それはおそらく上の方になると考えます。

事務局 B それでは、これまでのこの松阪市自立支援協議会でどういったことを決めてきたかということをお話させていただきたいと思ひます。少しお時間ください。地域移行、地

域定着ということで委員の方から病院や施設からの退院、退所についてサポートをしているというようなご挨拶の時にお願いいただきました。この地域移行、地域定着を行う時に、ご本人様を我々相談員と一緒に施設に作業所などに体験に行ったりするんですね。あとはグループホームにも体験行ったりするんです。ただ地域で生活を支えていただくのはヘルパーさん。ヘルパーさんたちが地域でこの障害のある方を主に支えていくにも関わらず、実はヘルパーさんの体験利用っていうのはなかったんです。点数が付かなかったんです。というのが、グループホームや作業所に体験に行った時には点数がつくんですけども、ヘルパーさんについては実はボランティアで入院中の精神障がい者の方と接していただいていたんですね。この問題について、やはり地域で生活を支えていただくご本人が安心して地域に帰って来ても、このヘルパーさんがいてくれるから自分が安心して生活ができるんだというふうなことの関係づくりをしていただくために、やはり入院中にヘルパーさんとの顔合わせというのを何度も重ねていただきたいということを10年間ずっと言い続けてきました。それはワーキングチームで言い続けてきたんですね。そしたら松阪市のこの協議会の場で、やっぱりそういうヘルパーさんとの関係づくりのための点数。ヘルパーさんへの、ボランティアへの加算が必要だよってということで協議をしたのですが、やっぱり人、物、金の部分については松阪市ではどうしようもないねっていうところで、実は圏域の自立支援協議会の方にその話題を持って行っていただきました。圏域の協議会でも何度も何度も話し合われて、やはりお金は出せないよっていうことになった時に、今度は圏域の協議会が県の自立支援協議会の方に持って行っていただきました。結果、県の自立支援協議会の方から東海北陸の方に上がって、東海北陸から結果国の厚労省まで上がりました。最終的に10年かけて厚労省の方がそうだよっていうふうに認めていただいて、松阪市で発したものが国まで届いて、そのヘルパーさんの支援、ボランティアでなく、ちゃんと算定できるような、今施策となりました。ということで、地域の本当に末端の相談員の声が国まで届いたというのがこの協議会があったからこそだと思っています。

あとそれと同じようにですね、医療的ケア児者の居場所がないということで、例えばベルカレッジさんの持っていていただいているグロウスさん。児童の通所しているところなんですけども、そこでいかにして医療的ケアの子どもたちが親のレスパイトも含めて充実をさせていくかというようなことを協議し始めてもらっています。おそらく一つの事業所さんでそれを担っていくのは難しいだろうなって、上がってきた時にグロウスさんの中でどういうふうにすればその医療的ケア児者、またご家族が安心して地域で生活してもらえるんだろうなというのをワーキングの中で話していただくとお思います。そのなかで充足できるものはワーキングチームの中で充足に向けて動きをとっていただくのですが、おそらくそこだけでは難しいことについては皆様方に地域の状況はこうなんだけど、実際にはどうしたらいいんだろうかというふうなところで皆様方からスーパーバイズをいただくということ。そういったこの協議会というふうな位置づけかなとお思いますので、実はこれにはゴールはありません。この地域生活支援拠点のワーキングを作ったので、拠点が作れたので、その

機能は十分に果たしているのかというようなことを永遠に協議をしていく場。あの事業所さんに拠点事業に入っていたいただけたけども、実際には拠点事業としては動いてもらってないんじゃないかみたいなことをこの協議のなかで話し合っていたいただいて、そこを改善していけるような提案をいただく。そこを切るではなく、改善の提案をいただくというのが皆様方の担っていただく部分かな、役割かなというふうに私は認識をしております。ですので、協議会というと本当にゴールがなくて、一体何を我々はやっているんだろうという。私も構成メンバーの中に入ってきた時には実際にはそう思いましたが、やはり地域の課題をこういった協議会の場で共有していただいて、何か改善することができないかというところを協議していただけると嬉しいなというふうに思っております。皆さんちょっと説明が不十分だったんですけども、実際にはこの協議会の中でも国の方に施策として上がっていったこともあるということをご共有させていただきたくお時間頂戴いたしました。以上です。

会長 インプットは現場にあるんですね。インプットがあって、いろんな話が現場にありますね。まずここに上がってくる。そういう意味では話をする。現場でいろんなワーキングでその問題困ったね、いい方法ないかな、どうしたらいいんだろうかということもここに上げてくるんですね。それによって私たちはいろいろと分野が違うし、専門が違うでしょ。だからそういった方々に意見を一遍出してみる。いろんな話一つ取ったって見方によって随分違うわけだから。上から見ると人もいるし、横から見ると人もいるし、下から見ると人もいるわけだから。そういうふうな違いを持って。だけど中身は同じだから、それをどうやって見るかということをごここでやろうというのが事務局のおっしゃていることだろうというふうに私は理解しておりますが。委員おっしゃたように何作るんかと。インプット。なんかインプットすればアウトプットって非常に数学的でわかりやすいですね。何と何をやれば何が出来る。こういうふうな、これは関数で考えれば非常に簡単な話だけれども、そうではないのがこの協議会。審議会というのが、逆にこういうふうなものがあるからこういうふうに審議しろって上からインプットが与えられるから、それに答えを出す。これが審議会。形があって、決めるんじゃない、私たちはそこでごちゃごちゃ言いながらこうの方がいいんじゃないかと方向づけを皆でわいわい言うしかないのが協議会なんですね。

委員 E 最後に一つだけいいですか。障がい者団体の代表に求められている役割というのはなんですか。障がい者団体の代表としてうちは来ているので。

会長 それぞれの方の。ワーキングに加えて自分たちの団体の代表として意見をいただくということも必要になってくると思います。

委員 E 毎回ワーキングの方から課題が上がってくるということですか。

会長 今そこに上がっている実際にこうしたいといういろんな課題が出てくるわけですから。だけでも市ではどうしようもない。県でもどうしようもないので話を国へ持って行く。皆さんたちはそれぞれの団体の、あるいは組織の代表。先生たちは別でしょうけどね。そういう中でそれぞれ課題があるはずですよ。実際のところ。それも当然出さないといけないんですね。だからそういうふうに大小ではないけれども、それぞれの皆さんたち代表で出てみえますから、そこでの課題をちゃんと話すという場所でないといけない。

委員 F そしたら障がい者、障がい児者については、私たちが説明させていただいて、それでその問題をどうやっていったらいいのかというふうに考えさせてもらっていいんですかね。それか各施設さんの困りごとを私たちがどう捉えていったらいいのか。私ね、障がい者が主になって考えてきた困ったこととかいろんなことを出させてさせていただいて、それについて計画を持っていくのがそうなんですけど。ちょっとわからなくなりました。

会長 それぞれ個別の団体の方たちがそれぞれのことを出して、それぞれ自分たちのそういうふうな関わりのある団体の代表としてどういう意見があるのかということをお示しただくということになる。自分たちだけのではなく、自分たちの代表として。こうなってくると個別にそれぞれの団体の陳情大会になっちゃいますので、それではない。その出てきたものを、最初に申し上げたように私たちはミクロの動機持つるけども、私たちとしてここで協議をしたということは皆で聞いていただいて、このあとに関係者に。で、どういうふうに考えられるか。一番どれが合理的なのかということもここで考えようということ、それ以上は何もできません。あしなさい、こうしなさいってできません。やっちはいけないと思うんですね。実際の声を聞いてボトムアップをしていこうということをしていかないとですね。ここでいろいろお話をさせていただいて、これがこんな意見なんだと。自分たちはこういう考えてる。なかなかいい方法を考えてる。こういう形で我々は相談されてる側の人としての意識を持たないといけないと思います。すみません、時間取っちゃって。

事務局 A すみません失礼します。ちょっと一番初めの方に話戻らせてもらって申し訳ないんですが、一応の役割としては、資料 1-1 の 2 枚目の方の(1)。協議会の評価というところになりますが、そのなかで障がい者相談支援事業、委託事業者の評価であったり、基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の体制に関する協議。利用実績の検証。また障がい者虐待の事前防止。早期発見、早期対応に向けた体制構築に関する協議。障害福祉計画の進捗状況の把握や、必要に応じた助言。専門部会等の設置運営ということがメインのこの会議の役割となっておりますところをございまして、基本的な役割としては、この評価協議を行うという役割をこの会の方に担っていただきたいというのが思いでございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。ちょっと分かりにくいことがあるかも知れませんが、よろしくお願ひしたいというふうに考えてます。

会長 要するに1番から5番までのワーキングをまでをやっていただくと。我々の仕事は6、7、8、9、10。そういうふうなところで、何かを決める会議ではない。そこらへんはなんとなくしっくりこないかもしれませんね。決めるのは別のところで決めるということになります。そういう意味では具体的な話、課題の共有、これは実はこんな課題があって、こうなっていてこうしたいっていうのが出てくる。これについて今までそういう明瞭なかたちではなかった。コロナの影響もあったり、頓挫していたが6、7、8、9、10をやっていくことになります。

委員 A 当然やん、開かんだん。2年間。

事務局 A 一番最新は令和元年の9月の最終日やったと思うんですが、その時に次の体制の時にはこうしますよっていう形で、この資料1の内容です。その時に皆さんのご了解を得た上で、令和2年3月に開催予定でしたが、学校等がその当時休校になってと言うのから始まってですね、本当に申し訳なかったんですが、本日ようやく開催できたというのが現状でございます。

各ワーキングチームさんとか団体さんとかも含めまして、皆が参加した場で情報を共有していくということは、すごい大事やと思っておりますので、本当に障がい者団体さんもお参加いただくなかで、こんな問題があるんだということも認識していただいた上で、こういうことが現場で困ってみえるんやなということもですね、一緒に共有いただきたいというのが思いで、以前から障がい者団体さんにもご参加いただきというのが現状だと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

委員 C この会って年に2回ぐらい聞いてたんですけど、例えば問題があってもその会までその問題を放置しておくわけじゃないんですね。でも、おそらくその会とか事業で問題を解決しとると思うんですよ。ここまで丁度偶然タイミングよくこの会議があるから問題があります、皆さん協議してくださいって、そんなことはまずないと思うんで、ここは解決した話をして意見交換でいいんじゃないんですか。

会長 それだと報告会ですよ。

委員 C それでいいんじゃないですかね。

会長 それだったら協議会という組織作る必要ないと思う。ただね、先ほどタイミングよくいつも出てくるわけではない。こういうふうな仕事があるということやね、我々そういった仕事してますよということを、全く関心がなかったとか、あるいは無関係であったとか、こ

れまでね。つまりそういう人たちに知ってもらおうという。この役割は十分にあるんだろうと思うんです。こういう方に協議されましたよ。非常にまどろっこしいかもしれないですけども、つまりいいところだけ外に出すんじゃなくって、こんなこともあるっていうことを、全部出すということも役割だろうと思います。そうすれば違った意見がまた出てくると。我々はそういうところの案内人をやるというのが役割だと思っております。ただし、ワーキング、これは大変な作業になる。そしたらそのうちにこれなんとかしないといけない。重要な案件あれば臨時の会議やればいいじゃないですか。というふうには思いますけどいかがですか。

委員 A それで聞いたんやけどさ。本会についてはこれでいかなあかんけど、地域支援事業についてはここで決断出ることとちゃうんかな。

事務局 A 地域生活支援事業のことですね。市町村事業ということで、基本的には決定は議会になってくると思うんですけども、方向性としてはここでも検討できるかなと思います。それで市長が最終こういう方向性で動くというふうになれば議案として上がっていくという形になるかと思うので、おっしゃる通りですね。地域生活支援事業については市町村事業ということで、市町村の中で、予算の許す範囲で決定させていただいておるのが今の現状です。

委員 F すみません、そしたら私たちはこれから事業所さんの評価をするとか、そういうことになるんですか。私たちの意見として。そういうことで参加させてもらおうということなんですか。

会長 評価だけじゃなくていろんな助言とかですね。これをやらないといけない。6、7、8、9、10 ですからね。

委員 F でも、障がい児者がこの地域で生きて行くために私はこうなっていったらいいなという思いを持ってご参加させてもらってるんですけど、そうじゃなくって事業所さんがこうしていてもらえるといいな、ありがたいなっていう感じで私は発言させてもらうんですかね。これは。

会長 事業所さんは 1 から 5 までの形になってきますね。事業所さんを評価するということは我々ではできませんよって言いたい。なんでかというと、評価の方法手法というのははっきり言って皆アマチュアです。評価をする。評価には一つの基準があって、方程式がないと評価はできません。だけど一番上の支援事業にかかる各事業者の評価って書いてある。この評価の中身考をえていかないといけない。

事務局 A 6の障がい者相談支援事業、委託技術の評価というのは、基本的にはマーベルさんを指します。市からの委託事業ということになりますので、それは今このマーベルさんだけなんです。その活動内容はどうかということで、これはマーベルさんをお願いしてご報告をさせていただきますので、それについてどうかという評価をいただくという形になってこようかと思えます。

もう一つ、9番のところの障害福祉計画の進捗状況の必要に応じた助言とございますが、これは今年から昨年度分の評価を始めます。令和3年度分の評価を今年中に市の内部で、まず各部署から評価を出してもらいますので、それをこの場でご報告を差し上げてご意見を担当部局に伝えるとか。そういうような話になってこようかと思えます。こういった計画の進捗についての報告を考えておるところでございます。以上です。

委員 E 結局7と8と10をやれということですか。

事務局 A はい。6、8、9、10ですね。7につきましては、基幹相談支援センターというのがまだ松阪市の方に設置してませんもので、7の事業所は今のところこの協議会としては、ないという形になってます。

会長 インプットの材料がないから。実際にはないから、じゃあ設置の方法とかね、具体的なことをここで考えてもいいかもしれない。

事務局 A すみません。さっき言っていただいたみたいに、ここらへんのベーシックな部分のインプットの方が各専門部会のところの項目に合わせると思うんですけども、各障がい者固有の支援体制に関する課題の共有から、相談支援体制の整備状況や課題。ニーズ等の把握。関係機関の連携強化。社会資源の開発。社会資源というのは医療であるとか、よくこういったことを障害のある方に全部入ってくると思うんですが、そういった社会資源の改善に向けた協議。それから、相談支援従事者の質の向上を図る。それから個別事例への支援のあり方に関する協議調整ということで、このワーキングチームの中でこういった事例が、こんなものが上がってきたよということがあれば、これを本会の方へご報告をいただいたなかで、また本会の方で共有をできたらなというふうに思います。

委員 B すみません。この個別事例の支援のあり方に関する調整ということで、この個別事例というのはものすごく頻繁に毎月のように出てくるものがあるんですよね。それを半年に1回しか協議されないとなくなってしまうと、その翌月にその支援の必要な方はどうされるんですか。それを聞きたいんですよ。

事務局 A この個別事例のこのもう一つの支給決定等は市の役割でございますので、支給決定については、市の職員と協議いただいているというふうに考えております。そういった、個別事例を課題として協議をということであれば、この本会で上げていただくなかでこれはどういった方向がいいんだろうということでご検討いただくなかで、その次を考えていくことになろうかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員 B すみません。ちょっとこの具体的な内容として一つ挙げさせてもらったら、例えば 366 時間しか今重度訪問介護って支給決定量は認めてもらえないんですね。ただ、それを実際のところは行く施設がない、入居するところ場所がないということの前に 700 時間ぐらいないと実際の本人の支援が賄えないというケースが多々あるんですね。そういった場合にその支給決定がすぐ翌日に、計画報酬の翌月に必要となった場合に、それを市の方で相談支援専門員が持って行ったらまとめていただけるという形になるんですか。

事務局 A そういった個別事例については、個別に検討させていただいているというのが現状でございます。そういった事例が常にどうかというような個別の、常にそういう事例があったらこうするよというような形にはなかなかならないのです。その方その方について全く事情が違うので、その時にそういった事例については相談に乗らせてもらって支給決定をするというのが現状です。ですので、そこらへんをすべての方についてどういう条件やったらどういふふうにするか、というのは現状ございません。その方その方で違いますので、そういった現状でございますのでよろしく申し上げます。

委員 B 相談支援専門員側としては、個別案件として 366 時間で困っているケースがこんだけたくさんあるので、これを例えば 700 時間ももらえるように市から国へ、圏域から県へという、どんどん上へ上げてくださいということでここへ持って来たらいい。それでよろしいですね。

委員 A そうそう。

事務局 A そう、そういうことです。

委員 B これは重訪に限らず、同行援護とか様々な支援がたくさん上がってきているので、それを相談支援側としてまとめさせてもらってここへバツと上げさせてもらったらよろしいですかね。

事務局 A そうですね。そういうことで、例えばここで言っていたら、先ほどの例で次のところへ上げていく。そういう形にしかやりようがないというのが現状でございます。

ので、よろしく申し上げます。

会長 スッキリしましたか。

委員 E だから、空気感はわかりましたので大丈夫なんですけども。やっぱり当事者なので、障がい者としての苦労なんです。なので、それをどこまで出していけばいいのか。最初陳情になったらいかんって思ったんですけど、どうしても陳情っぽくなっちゃうじゃないですか。当事者の愚痴を聞くと。そういうのは封印した方がいいのかどうかとか。そこらへん立ち位置がわからんので、どうなんやろって。

会長 わからないですよ。

委員 E いや、わからないことはないですけど、だからどういう立ち位置で来ていいのかっていう。

会長 でも代表だから、当然代表者としていろんな問題抱えているから、それをやっぱり誰かに伝えたり、この場所で伝える。伝え方だろうなど。

委員 E 伝えるというの何か含まれているんですか。

会長 だからこの中で、一般の中でこういう問題として伝える。つまり具体的な問題はワーキングに全部まかせたらいい。短期的な問題ね。

委員 F すみません。そのワーキングの方たちは一生懸命なさってもらってるんですけど、そのワーキングに入る前。例えばね、障がい者の区分認定を受けたんですよ。最重度ですので区分 6 いただいて、今度また再度受けさせてもらったなら区分 5 になったんです。病気の質とかそういうのから見ると、全然軽くなるということはないんですよ。脳性麻痺なんですけど、軽くなるということはないんですよ。すごく重くって、再度受けたら物忘れ入れていただいて、区分 5 に決定いただいたんです。私がもう一度お願いしたんです。これっておかしいし、市の方では良くならない人に対しては支払わんでもいいから、区分 6 をいただいたらもうそれでお金使ってもらわなくてもいいよ。そんなん良くならないんやから。悪くなるだけで良くならないんだからというふうなことで、そういう個人的な話なんですけど、そういうこと言ってたんです。そういうことをこの場で意見として出させてもらっているんですかね。こういうことがあるんやけど本会で決めた方がいいですよって。

それから、ヘルパーさんを使わせていただくのにヘルパーさんに遠くへ連れて行っていただいた時に、お隣はヘルパーさんは使わないんですよ。そういうものを見直してもらいた

いとか、そういうことをここでお話させてもらっていいんですかね。

会長 個別のね、具体的なことではなくて、こういうケースについてはどういうふうにかえたらいいんだろうかという形で、お話をしていただいて、意見いただいたりとか、逆に皆さんから意見いただくというのは構わないです。ただ「私の」じゃなくて、こういういろんなケースがあるわけです。一般的なケースとしてこういうことがあるんだけれども、という形でお話をしていただければいいんじゃないでしょうかと思います。

委員 F そういう意見を言わせていただけていいんでしょうかね。

会長 全く関係ない話じゃないからね。いろんな事業者の関係あるけれども、全部が全部あつて関係ないわけじゃないです。その時話の中で、実はケースがあるけれども、個人的な特殊な一つのケースじゃないケースがあったと思います。だからそういうふうな形の中での話だから。「私の」じゃなくて、一般的にこういうケースがありますがというふうな形でお話を聞くということが我々も情報を持っておくということは必要だと思いますよ。

委員 F 私みたいにこういう話は、市の方へこうなんですよ、だから再度お願いしますとか。それから皆で旅行に行った時にヘルパーさんをお願いしないと家族が行けないから、ヘルパーさんについて行ってもらわなければいけない人がお泊りはできない。そういうふうに聞かせてもらつるので、本当にお泊りで皆一緒に楽しめたらなというふうに思ってるんですけど、国からそういうふうになっているのか、事業所さんは市がそういうふうに決めてくるもので、事業所さんはそこまでいけないんですよね。私事業所さんに言うもんじゃなくて、市に言いたいんですよ。これここで言っていていいんですかね。

会長 市へのいろんな要望をここで言うのかっていう話になっちゃう。これは違うと思うんですね。

委員 F 私が市へ個人的に言ってしまったら…。

会長 だから、事業者さんはいろんなケースたくさんご存じだと思うので、その中でこういうのがあるんだけれどもという形で意見を求める。そういう形で意見を求めるのは構わないと思います。

委員 F だから、事業所さんからこういう意見があるから市の方でこういうことはどうですかというふうなことでお力をいただければなって私は思っているんですけど、それでいいんですかね。

会長 それでいいんじゃないんですか。

委員 F 本当に障がい者のための計画なんやから。本当に私たち何も意見…すみません。

会長 先ほど言ったように 6 から 10 まで非常に歯切れが悪いかもしれませんからね。気持ちスッキリはしないかもしれないですけども、協議会というものは所詮こういうものです。長いことやってますけど、所詮こんなもんです。スッキリした試しない。そういうもんですね。審議会でも決められない。だからこういう計画を作ります。さあ、会やりますって言ったら非常にわかりやすいです。インプットの内容もどんどん出てくるわけだから、アウトプットで作ればいいわけですからね。だから、市の計画作る時なんかは、そのへんはちょっとあれでしょうけどね。協議会ではない。審議会なんです。そういうところをやっぱり役割分担で。その仲介としてやっぱり実際の話をついで聞く場所は本当はいるんだと。これ全部行政としての、一番私たちの生活に密着しているという、仕事をしているのは市町の行政なんです。結局さっきの話も県に持って行ってもらちが明かないから、結局国へ持って行ったわけです。全部役所だけではいけないから、その間にある、これが協議会です。そういう考えでいいのかなと思います。これからの協議会のやり方というのはやっぱり考える必要はあるかと思いますが。これをきっかけに。非常に今の分野広いし、いろんな問題がある。委員の皆さんがどう思うかっていうだけで。30 分オーバーしました。もうぼちぼちお疲れになってきたと思いますので、切り上げていきたいと思いますが、おそらくこの本論についてはこの協議会が終わるまで、終わってもスッキリしないだろうなというふうに思います。

委員 A ちょっと一言。この委員はワーキングチームで今までしてましたやんか。僕らは評価する側、評価ってそんなん言うたらおこがましいかわかりませんが、ワーキングチームで属さんって言いましたな。それだけ聞きたい。

事務局 A はい。基本的に今の考え方では、ワーキングチームで上がってきた案件とって皆様方でご検討いただくという考え方でおりますので、以前みたいに障がい者団体の会長さんがここを取り仕切っていただいてという感じは考えておりません。また、今後必要に応じて、例えば事案によって、ワーキングチームの事案によってはですね、悪いけど入ってもらえやんやろかっていうのはなかには出てくるかもわかりませんので、ちょっとその時は申し訳ないんですけども無理言うようなことがある可能性がありますので、これはご了解いただきたいというふうに考えてます。よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。はい。ということで、コントロールする側があんまりうまく

ないので、これが私なりのやり方ということをお願いしますということですが、こんな感じ
でずっとやってきましたので少しオーバーしましたが。ご不満等々いっぱいあること十分
承知の上で勝手なことを申し上げましたけども。一応今日用意いたしました議事についま
しては以上とさせていただきますと思います。その他につきまして。

事務局 A 失礼します。お手元に 3 冊配らせていただきましたが、障がい者計画。これは第
6 期障がい者計画と申し上げますのが、理念計画でございますけど、こういった方向で取り
組む方向性などが表されています。また第 6 期松阪市障害福祉計画。それから第 2 期障害
福祉計画については数値目標を示させておりますので、基本的にこの数値目標の推移等を
この場で今後話させていただきたいというふうに考えております。またこれにつきまして
はこの 3 つの計画をこれへ集約させてもらって概要版として参考にまたしていただければ
と思いますのでよろしく申し上げます。すみませんもう一つ。ひきこもりフォーラムのパン
フレットお手元にあります。これにつきましては知事、市長も出席し挨拶するというふうに
聞いております。もし興味のある方、またお知り合いの方ご参加を、ということによろしく
お願いしたいと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。非常に稚拙な議長でご迷惑をおかけしたと思っております。これ
1 回で、あと 2 回目。だから私の毒はあともう 1 回飲んでいただければ、今日は毒を飲ん
で、下剤も飲んでと大変申し訳なかったと思っておりますけども、この第 1 回の新しい障がい者
自立支援協議会はこれを持って終わらせていただきます。非常にご協力いただきましてあ
りがとうございました。

事務局司会 本日は大変長時間に渡りましてご協力いただきまして誠にありがとうございました。
また会長におかれましては議事進行を賜り誠にありがとうございました。次回の会
議の開催についてですが、年を明けてから 2 回目の会議を設けさせていただきたいと考
えております。また日程が決まり次第開催通知をお送りしますので、委員の皆様におかれま
しては次回以降も大変お世話をおかけしますが宜しくお願いいたします。

では、以上を持ちまして、令和 4 年度第 1 回松阪市障がい者地域自立支援協議会を終了
いたします。本日はありがとうございました。